



Title	優しい父：親子関係から啓蒙を再考する
Author(s)	吉田, 耕太郎
Citation	ドイツ啓蒙主義研究. 2021, 18, p. 51-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85053
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

優しい父

— 親子関係から啓蒙を再考する —

吉田 耕太郎

はじめに

啓蒙思想のひとつの到達点を、フランス革命という事件として理解するとすれば、啓蒙は「王殺し」、当時の比喩をつかうならば、「親殺し」を完遂するためのプロセスだったと言い換えることができるだろう。それは言いすぎだとしても、啓蒙思想の根底には、大人になるプロセスというものが含意されていることは疑いない。「敢えて自らの知性をはたらかせよ」。これはよく知られたカントの啓蒙の定義であるが、このカントの定義からもまた、啓蒙には、知性を自らはたらかせる状態にまでたどり着くというプロセスを読み取ることができる。啓蒙は、よちよち歩きの子どもが、転ばないための歩行器を降りて、ひとりで歩くという独り立ちの比喩でもって語られる成長の物語でもあるのだ。カントの別の著作『諸学部の争い』での議論を援用するならば、啓蒙とは、政治、宗教、健康について、他人に考えてもらうのではなく、自分で思案を重ねること、つまり自分のことは自分で判断する、自己決定できる人間に成長することが啓蒙の到達点として設定されていた。

大人になること、もちろんそれは父殺しを必ずしも意味しない。しかし子が啓蒙されて親と同等な知的能力を獲得した時、親子の関係はどうなるのだろうか。家の財産を守り、家族の信仰心を維持し、健康を配慮してくれた家長の庇護を出ことになるのだろうか。子が親と同等の能力をもち大人の仲間入りをすることを、カントの啓蒙論を援用すれば、公論の空間で意見できる大人へ成長したことと言い換えることもできるだろう。公論の空間において、子どもは親と対等に議論することが求められる。別の言い方をすれば、公論の空間では、親子の関係性は捨象され、公論の空間に属する人間として互いに議論する相手となる。啓蒙の到達点とは、このような意味で、親子関係の破棄といえるのかもしれない。しかし家庭において、公論が成立するような可能性はあったのであろうか。これらの問題に一度に答えることはできない。本稿では、啓蒙を家族関係という視点から捉えてみたい。とりわけ子を教育する父という視点から啓蒙を再考し、そこでたちあらわれてくる啓蒙思想の問題を素描することが本論の目的となる。

1. 優しい父、教育する父

啓蒙を親子関係という枠組みでもって考察する手がかりを提供してくれるのが、リン・ハントの『フランス革命と家族ロマンス』であろう。フランス革命という王殺しの事件を説明するために、フランスでは家族のメタファーが利用された。ハントによれば、父の殺害は、革命における王の処刑によってはじまるのではなく、18世紀中葉に確認できる父親の描写の変化、つまり権威的な親から、子どもを配慮する良き親へと父の描写が変化する点から読み取らなければならないという。つまり父の殺害は、王が処刑されるよりも前から、時間をかけて流布していた父の弱体化、この父の権威の失墜の総仕上げとして王の殺害がおこなわれることになる。ハントの議論をさらに踏み込んで、権威的な父という旧来の父のイメージが失われることによって、父は既に死んでいたのであり、子どもに关心をもつ父、または子どもに対して善良で寛大な父という、これまでとは正反対の性格をあたえられて父は家庭内に居場所を与えられていたともいえるだろう。ハントの研究は文学作品を下敷きにフランス革命前後の社会変動を通史的に描くものであるが故に、この当時の家庭環境についての具体的な記述は少ない。しかし例えば、アネ＝シャルロッテ・トレップのように、18世紀後半から19世紀にかけて、家庭的な男性、またはおとなしい男性というあたらしい男性像が登場してくるプロセスを、実証的に明らかにしようとする研究¹も公刊されている。

このような子どもに対して寛大な父の登場を、家族の感情化²、つまり愛情で結びついた夫婦を中心に、家族の感情による結びつきが重要視されるようになったことの例証として語ることも可能であろう。またフィリップ・アリエスの『子どもの誕生』を引き合いにだして、子どもが愛情を向けられる対象へと変化したと説明することも、寛大な父の登場を子どもの側に立って語ったものだといえる。しかし本稿では、家族関係の感情化とは別に、子どもを配慮する父には、教育者としての役割があたえられていたという点に着目してみたい³。というのも、厳格さを否定し、子どもに優しく教育するという父というイメージが、18世紀に新しく登場してきたからだ。

伝統的な家庭教育といえば、家業に結びついた生活に組み入れられたものであった。家長の指南書は、書かれている内容は似たようなものが多いのだが、複数の版をかさねたベストセラー『ベッヒャーの家長の指南書』⁴での議論を確認してみると、家長にとって必要な知識は、食料の確保、作物を病害から守り確実に実らせ、家畜を疫病から守り増やしていく技術であった。そしてまた家族に襲いかかる病気を早い段階で治癒させることであった。つまり教育といっても、こうした生活に密着した知恵、家業のなかでたくわえられてきた実践的な知を伝えることであり、日々の作業を通じて教え込まれるものであった。

また別の指南書では、子どもの躾について事細かに指示しているものも残されており、家長は、あらゆる悪徳につながるような遊びから子どもたちを遠ざけなければならず、社交も制限する。家長への絶対的な服従、そして家長への尊敬を子どもたちに植え付けなければならなかった⁵。このように家長の子どもへの接し方が、もともと権威的であったのは、家業を守るまた

は躊躇するという伝統的な家庭教育の内容に關係していたからでもあった。逆に、子どもの教育内容が変化することで、子どもへの接し方も変化してきたといえるのである。

18世紀中葉に教育そのものの考え方方が変化したことを確認しておきたい。汎愛学舎を創設し近代的な教育の実現を模索したバーセドーは、とりわけ習いはじめの子どもにとって、心地よく（angenehm）かつ有益な（nützlich）授業がおこなわれなければならないと、複数の著作のなかで訴えていた⁶。心地よくかつ有益という理念でどのような教育が具体的に考えられていたのかといえば、子どもの成長に寄り添った教育内容、子どもにとって分かりやすい教授法である。つまり従来のラテン語を頭ごなしに詰め込む教育や、聖書の丸暗記のような実用性の乏しいことを教え込むのではなく、実益にかなった知識を分かりやすく子どもたちに教えるということであった⁷。この理念を具体化したものが、バーセドーのつくった教科書だった。『教育基本書』（1770年）⁸は、多数の銅版画をおさめた子ども向けの百科事典と呼べるようなものであり、子どもたちの身の回りのものを、自然科学、科学技術などのテーマで分類することで、子どもたちの知識の体系化の手助けするものであった。また教育現場で容易に活用できるようにコンパクトにまとめられた『全ての身分の子どもたちに向かた小冊子』（1771年）⁹は、アルファベットの読み書きにはじまって、単語の正確な綴り方や発音、そして数の概念と計算問題、仕上げとして簡単な読み物をまとめた普及版教科書といえるようなものであった。心地よくかつ有益な教育としてバーセドーが目指していたものは、言ってみれば、今日の初等教育で身に付けるような知識を伝えることであったといえるだろう。つまり基礎知識を効率的に教えることの必要性が、18世紀になって共有されはじめたのだった。そしてなにより、啓蒙知識人たちが課題として引き受けていることが、民衆の教育レベルの底上げであったとすれば、教育する父には、啓蒙知識人の姿も投影されていたといえるだろう。

当時のドイツの出版物から確認してみると、子どもに关心を抱き教育する父が、優しい父として表現されていたことがわかる。『優しい父が語る、これから世の中へ一步を踏み出す若者の義務』と題された、フランス語の教育書の翻訳書がある。匿名の訳者は、原題にはない優しい父という表現をタイトルにつけた理由を訳者前書きのなかで次のように論じていた。最も柔軟な若者（zärtlicher Jugend）の性向に、綿密な教育でもって働きかけること、そのためには知性ではなく心からしゃべる、「優しい父（zärtlicher Vater）」の語りが必要となる¹⁰。つまり、柔な子どもに対しては、優しく接する父が必要だというのだ。

この優しい教育する父のイメージは、ドイツにおいては、教育書の流布を通じて定着することになる。教育書のなかの父はいうまでもなく、基礎学力を子どもに教える役目を担っていた。最も有名なのは、ヨアヒム・ハインリヒ・カンペの小説『ロビンソン・ジュニア』¹¹に登場する父であろう。子どもに『ロビンソン・クルーソー』を読み聞かせながら、物語の注釈のかたちで、地理、植物学、技術などを子どもに教えている父の類型は、カンペの他の教育書である『テオフロン』¹²や女性向けの『娘への父の助言』¹³にも登場してくる。またとある一家での日々の出来事を描きながら子ども向けの教育書として成功した、クリスティアン・フェーリクス・ヴァイセの雑誌『子どもの友』¹⁴に登場する父もまた、毎晩のように自然科学、哲学、宗教など各

分野の専門家を自宅に招き、時には戸外に遊びに連れ出すことによって、子どもたちが楽しみながら学ぶことができる環境をオーガナイズした父であった。これらの教育書のなかで母が教育する場面が登場していないこともまた象徴的だ。母親は家政に必要な知識を女子の教えることはあったが、一般的な教養を子どもに伝えるのは父の役割としてみなされていたことを物語っている。19世紀になると、教育を受ける子どもが、家の外で人生経験を積む教養小説のようなジャンルが登場することになるが、この変化の背景には、近代的な教育制度の確立がある。つまり教師の専門的な養成がすすみ、学校という学びの場が整備され、教育の場が家庭の外へとうつることになったという歴史的な背景がある。このような点からも、優しく子どもたちに教育する父というイメージは、18世紀特有のものであったことがわかるだろう。

2. 奴隸的な心

教育する優しい父というイメージは、新しい教育理念だけによって支えられていたわけではない。18世紀の教育が直面していた問題をとりあげることで、教育する優しい父というイメージに流れ込んでいる別の思想的な背景を明らかにしてみたい。

教育する父にとって、教育上の問題は何であったのか。子どもたちがきちんと啓蒙のプロセスを進んでくれないこと、子の教育が上手くいかないことは当然予想できる。また反対に、教育が上手くいくことも、啓蒙の道を身分不相応に突き進むことになり、社会の流動化を推し進め、結果的に社会不安を招くという理由で批判されていた¹⁵。

教育をおこなう父が直面していた問題を理解する手がかりとなるのが、教育における賞罰の問題、つまり子どもを褒めたり罰したりすることをめぐる一連の議論である。既に引用したバーセドーも、教育の賞罰について論じていた。バーセドーは、賞罰について、命令されていないのに子どもが善いことを行った時には褒め、悪事をはたらいた時には、それが悪いことであることを知らしめるために、すぐに罰しなければならないと、賞罰の正しい用法を指示していた。さらに、鞭をつかうような体罰 (Strafe der Ruthe) は稀におこなうべきものであって、例えば忠告に耳を貸さない子どもにたいして、また本当に危険なことをおかした子どもにたいして、子どもの中に治癒しがたい悪徳がある場合におこなうと述べている。また反対に褒める時にも、物品を褒美として与えるようなことはしてはいけないと説明していた¹⁶。

こうしたドイツでの賞罰論のひとつの前提として、賞罰は人間という理性的な動物 (vernünftige Geschöpff (sic)) を動機付ける唯一の手段、人間を働かせるための拍車であり手綱 (Sporen und Gezähme (sic)) と主張していた¹⁷ジョン・ロックの教育論をあげることができるだろう。ロックは一連の議論のなかで、厳し過ぎる体罰の見直しを主張していた。つまり子ども理性的存在なのであるから、賞罰を適切に活用することが必要、鞭打ちのような過度の体罰は教育的な効果がないというのだ¹⁸。確かにこの時代、体罰は普通におこなわれていた。18世紀に編まれたある資料によれば、畑泥棒に対して、初犯ならば、背中に3、4回の鞭打ち、何度も繰

り返した泥棒に対しては、さらに回数を増して、それを数日にわたってくりかえしてもよい。子どもに対しても同様、5歳から8歳の子どもが畑泥棒をしたら、2回、8歳から12歳であれば3回、12歳よりも大きな子どもであれば、4回鞭を打つ¹⁹。このように体罰が体系的にまとめられていることからも、矯正手段として体罰が活用されていたことをうかがうことができる。

体罰とは異なる教育手段の模索が、18世紀の賞罰論を構成するベクトルのひとつであった。家族を躰ける厳しい父については言及したが、厳しい父から優しい父へという父親像の変化の背景には、厳し過ぎる体罰を捨て去り、理性的に賞罰をする新しい教育者としての役割が投影されているのである。

賞罰論について、さらに詳しく確認することにしたい。バーセドーの汎愛学舎で教育活動を一時期おこなっていたこともあるヨアヒム・ハンリヒ・カンペの論考は、この時代に最も参照された賞罰論のひとつであった。カンペはまず教育における賞罰の領域を限定する。市民生活における賞罰は、善行や悪行といった人がおかした行為に対して下されるものであるが、教育における賞罰は、あくまでも人間性を改善するための手段である²⁰。賞罰は、子どもたちを善へと導き、悪を避けるようにするための手段であるというロックの議論をカンペも繰り返しているが、ここで確認しておかなければならないのは、市民生活における賞罰のように、なんらかの法規や掟のようなものを前提として、それに違反した行為を罰するのではなく、教育においては、悪い行為をおかさないような人間性を育成するために賞罰が利用されると、その機能がずらされている点だ。カンペは教育者が賞罰を用いる理由を、「ある特定の行為を忌避するよう仕向けることではなく、教育を受ける子どもたちの、効果のある根本的な行状改善(Sittenverbesserung)または改良(Veredelung)である」²¹と説明している。このように自然と悪い行いを避け、おのずと善い行いをするような子どもを育成する教育は、「人間性全体の改善」または「若い子どもたちの性格を作り上げること」であるとも言い換えられている。分かりやすく言えば、行動そのものを変えることに結びつく子どもの価値観や考え方を改善する手段として、賞罰が位置づけられていたといえるだろう。

自ら教師として教育活動に従事していたこともあるカンペは、学校という教育現場での賞罰も具体的に検討している。学校では子どもたちの調和を乱さないように、教師が同じ方法で賞罰を加えること²²。そのために、教師たちは子どもたちの情報を共有し、首尾一貫した評価を下すこと²³。褒める場合も、褒美をやるのではなく、学校内に子どもたちの名前のリストをはっておき、善行をしたらチェックをするといった²⁴、子どもたちの自尊心に訴えるような方法を提案している。

またカンペも、罰は限度を超えてはならないと論じている。とりわけ叱り過ぎは、子どもたちを無感覚(Unempfindlichkeit)にするから控えるようにと注意している²⁵。カンペは論文の中で、次のような知人からの質問を紹介している。「感情的に叱ることは良くないことだと理解しています。しかし多くの子どもの場合、それ相応の効果(Nachdruck)を残す場合には、感情的に叱ることも必要なではないでしょうか」²⁶。この質問に対して、獣のように扱われることを望む奴隸的な心(eine sklavische Seele)が、子どものうちに芽生えてしまうので、厳しい叱

責は控えるようカンペは回答する。奴隸的な心は、自然には子どもが持ちえないものであり、感情的な叱責を受けた子どもだけに認められるとも説明している。

子どもの人間性全体の改善、子どもの性格をつくりあげる教育の困難さが、この奴隸的な心というものの中に集約されていた。この奴隸的な心は、ロックの教育論のなかでも、「下僕のような心持ち (ein knechtiges Gemüth)」として登場してきた術語であった²⁷。この心持ちとは、鞭が眼前にあるときには従順さを装い、鞭の恐怖がなくなり罰を受けないことがはっきりすると、悪行をはたらくメンタリティーのこと、つまり教育の手綱としての罰が機能しなくなつた状態として説明されている²⁸。つまり子どもの心を改善するための賞罰が、罰せられないように行為する子どもを作り出してしまう問題と、いいかえることができるだろう。

この奴隸的な心を、さらに掘り下げて考察したのが、『ベルリン月報』の編集者でもあったフリードリヒ・ゲーディケだ。ゲーディケもまた、教育を効果的にすすめるための動因 (Triebfeder) として賞罰を評価している。しかしゲーディケは、良いことをしたら褒め、悪いことをしたら叱ればいいと単純に考えてはいない。褒めるとしても、褒美をやったり、将来の善を約束したりと、感覚的な報償から理念的な幸福まで報償には違がある。同様に罰についても、身体に苦痛を与える感覚的な叱責から、いすれば地獄に落ちると脅す精神的な罰にいたるまで様々であると説明している²⁹。ゲーディケが示す具体例はとてもわかりやすい。例えば、思索に慣れている人は、感覚的な悪を嫌惡する傾向があるので体罰が有効。逆に思考に慣れていない人は、褒美のような感覚的な善に動かされることが多い。また聖職者は、感覚的な賞罰には無関心であって、精神的な懲罰に影響を受けるものだし、兵士たちは、死の恐怖よりも、戦いのあとビール (感覚的な報償) に突き動かされる。このように賞罰も、受け手に応じて効果に違いがあることを考慮にいれる必要があることをゲーディケは主張していた³⁰。

ゲーディケは論を進め、賞罰を誤って使い続けることで引き起こされる問題を次のように集約してみせる。「盗賊でもなく殺人鬼でもないことで、この世のためになつていると勘違いしている輩が多数いる」³¹。ゲーディケ自身による説明を確認しておこう。まずゲーディケは次のような当たり前の事情を確認する。仮に生まれながらにして善行ばかりする子がいたとしよう。その子が一度も褒められることができなかったとしたら、その子は自分の行為を善い行為だと思わなくなるのではないだろうか。また反対に、悪い行為ばかりしている子も、怒られることができなければ、その悪い行為を悪いものと思わなくなる。賞罰が適切に行はれず、善悪の判断ができなくなつたとしたら、どういうことがおこるだろうか。例えば、金を出さなければ家に火をつけると脅した盗賊は、金を受け取ったので家に火をつけなかつた。金を出さなければ命を奪うと脅した盗賊は、金を手にしたので殺さずに立ち去つた。盗賊は家を燃やすこともなく人を殺害することもなかつたのだから善人だ、と判断するようになるというのだ³²。

確かにゲーディケが引き合いにだした具体例は、極端である。しかしここには、善悪の判断ができなくなること、なにが善なのかわからず、罰せられない小さな悪事は悪ではないという考え方方が賞罰によって植え付けられてしまう危険性だ。ゲーディケは賞罰の難しさをさらに次のように補足する。「教育者、両親、教師は、ただ静かにしているだけの、叫ぶことなく、物

音を立てず、不適切なことをしないだけの子どもを褒めることがある」³³。優しい父は体罰を忌避するからといって、いたずらに褒めていてはそれこそ問題だ。誤った賞罰に、甘やかしすぎが作り出していくのは、悪事をしないから褒められる子ども、鞭の前では悪いことをしない奴隸的な心をもってしまった子どもである。賞罰という教育活動を前進させる動力がはらむアポリアが、ここにたちあらわれているといえるだろう。教育を受ける子は、ただ悪事をおかしていないだけなのかもしれない。それはいいかえれば、子どもは潜在的な犯罪者であるかもしれないという、これまでになかった子どものイメージがここに像を結んでいるのだ。

3. 犯罪心理学

潜在的な犯罪者としての子どもというイメージには、子どもの心の内奥、つまり子どもは、本当のところどのように感じ、どのように考えているのか、という行為にはあらわれない深い内面へと、教育者の視線が向けられていることを確認しよう。

シラーが『失われた栄誉からの犯罪者』（初出『不名誉からの犯罪者』）の序文のなかで、犯罪者が犯罪を犯すにいたった心の変化に着目することが作家には必要であり、こうした心への眼差しを、火山活動を調査する地質学者になぞらえていたことをここで思い出すことができるだろう。ヴェスヴィオ火山の火山活動を調査するという比喩³⁴を使うことで、目にはみえない地中の様子を推し量る、隠れたものを明らかにしようとする眼差しの必要性、つまり人間の心の内奥を眺めて、心の仕組みと心に与える影響³⁵とを調査する眼差しが作家にも必要だとシラーは主張し、実際の犯罪者をモデルとする小説を発表した。

ミシェル・フーコー編著の『ピエール・リヴィエール』³⁶を読んでみるとわかるように、歴史的な裁判記録には、犯罪者が犯行にいたるまでの経緯の独白だけでなく、彼の日常の様子についての複数の隣人の証言、また尋問時のやりとりなどが含まれていたことがわかる。ミュラー＝ディーツは、こうした裁判記録は文学的創作のネタとして利用されるようになったと指摘すると同時に、人間についての深い知見をあたえてくれる研究資料として、また犯行の動機や犯罪者のパーソナリティーを究明しようとする犯罪心理学の研究対象として読み返されたと、シラーのこの小説の成立経緯を説明している³⁷。事実シラーは、ピタヴァルの犯罪記録のドイツ語訳を企画していった³⁸。もちろんこれは犯罪者の記録を『失われた栄誉からの犯罪者』のような読み物として提供する試みであったが、同時に、「感情の隠された作用 (das geheime Spiel der Leidenschaft) を我々の眼前に明らかにする」もの、「普通の生活を送っている限りでは、観察者の目から隠れてしまっている、動因 (Triebfeder) が、犯罪行為を引き起こしている」³⁹ことを明らかにする人間学ならびに犯罪心理学の関心に応えての企画でもあった。

カール・フリードリヒ・ビューラーの『法学者と心理学者にとっての犯罪例』は、犯罪者が犯罪をおこすまでの経緯、とりわけその心理的な要因を詳述した、いわば犯罪者の伝記集である。これは法学者にとって人間心理を考察するためのいわば教材として編まれたものであった。

「厳格なる法の教師は、今日でもなお、気質やら感情やら、動機や状況、教育、考え方など、犯罪者の個人的な状況について知っていることを口にしたり、そういう状況から犯罪者の判決を導いたりすると、嘲笑をなげかけてくる。裁判官たちは、こうした状況を全く勘案しない」⁴⁰。法学者たちが犯罪者の心理というものに一向に着目しようとしない現状を、ビューラーは批判している。

例えば、酩酊状態や憤怒で我を忘れて犯行に至った場合、また愚鈍な人々（dumme Leute）が犯罪を犯した場合、彼らの罪は軽減されることがあるのに、犯罪者の気質（Temperament）や知的レベル（Maas der Kenntnisse）については量刑上、何故配慮されることがないのだろうか⁴¹。犯罪行為として罰せられるのは、その人が道徳的に判断できる場合であって、心身の病気等で道徳的判断ができない人には帰責できない。このような情状酌量は日頃からおこなわれてきていているのであるから、法学者たちは犯罪者をとりまいている状況とりわけ人間の心を構成している気質や感情をも配慮する必要があるとビューラーは主張する。

ここでビューラーが想定しているのは、犯罪行為の原因が時間的に離れている場合だ。犯行がなされるまでの過程、犯罪者が経てきた一連の変化を、その発端にまでさかのぼってたどることが必要になる⁴²。「たった一度のひどい出来事、たった一回の傷つけるような印象が、子ども時分の心を捉え、そこに消え去ることなく残り続けて、その後の彼の性格全体を規定してしまう。最初に受けた教育がひとつの結び目となり、それ以降の考え方や行為が、鎖のようにさらに絡まりあってしまい、この不幸な者は、必然的にたどる段階を経て、最後の行為を犯すことになる」⁴³。

このように、根源的な原因へとさかのぼり、子どもの頃のたった一回の出来事までたどりつくことができる人は多くない。「犯罪を犯す以前の状況と、犯罪者の心の状態との関係を推断することのできる訓練を積んだ人間を熟知する者がなぜいないのか。犯罪を犯した者がどれほど悪人であるのか正しくはかることがどうしてこれほどまでに少ないのか。罰を決める際には、ここで求められていることの確実な解明がどれほどか必要になるだろう」⁴⁴。犯罪者の心理を探ることは、犯罪の原因の究明である以上に、犯罪に応じた罰を与えるためにも、必要であるというビューラーの主張は、この時代の刑罰改革論の流れを受けたものであったことはいうまでもない。

その代表的な論客ベッカリーアは、見せしめの処刑に代表されるような厳罰を批判した。犯罪によって共同体に加えられた恥辱を清める（Unehrlichkeit reinigen）ために厳罰が必要だ⁴⁵とする伝統的な社会秩序観がすたれ、厳罰が犯罪抑止の機能をはたさず単なるむごい不正（grausame Ungerechtigkeit）⁴⁶でしかないと主張するベッカリーアもまた、人間の行動は、数々の逆行するような激情の葛藤、いいかえれば混乱からひきおこされると理解している⁴⁷。だからこそ、あらゆる犯罪を抑止するためには重い刑罰は与えるというのは間違った対処でしかない。過度に残酷な刑罰（übertriebene und grausame Strafen）はあくまでも不正⁴⁸、厳罰の残酷さこそが有効であるかのように考える人たちとは、人間の感情を支配しようとしているにすぎず、理性にむかって「奴隸になれ」と命令することに他ならない⁴⁹。厳罰の恐怖から、罪を犯して

いない人が罪の自白するようなことがおきてしまう。

ベッカリアが最終的に求めていたのは、犯罪に罰をあたえることではなく、犯罪を予防するための方策であった。為政者や裁判官の恣意性を廃した、法規に基づく一貫した罰則規定は、そのために求められていたものであった。頻繁に罰則規定が変更されるようなことがあれば、本来は不变である徳と悪徳もその都度かわってしまうことになる⁵⁰。そしてまたベッカリアは、教育というものに犯罪を抑止する有効性を認めてもいた。教育つまり人間を作りかえること(Menschen umzuarbeiten)が、犯罪抑止のためには最も確実な方策である⁵¹。しかし賞罰を手綱とした教育は、刑罰と本質的に同じ難問を招くことになることは、これまで確認してきた通りである。だからこそベッカリアは、教育は最も実現の難しい課題でもあると述べていた⁵²。

4. 心の深みと人間学

以上の議論から、教育における賞罰と刑罰との平行関係を読み取ることは容易だろう。厳罰は、ただただ人間に怖れを抱かせるだけ、罰せられないようにするという行動様式をつくりあげるだけであった。それは教育の場面において、厳しい叱責が奴隸的な心理つまり鞭の前の従順さを生み出したことと同じである。しかし、ここで検討してみたいのは、犯罪心理学と同じような眼差しが、教育においても機能していたことである。そのためにも犯罪心理学とそれが対象としていた犯罪者の心理について、フーコーのコレージュ・ド・フランスでの講義録をつかって整理しておくことにしたい。

1974/75年の講義⁵³のなかでフーコーは、異常者という概念の成立をたどっている。異常者という概念は、18世紀以降、犯罪が病理的に扱われるようになって成立した概念であるとフーコーは説明する。つまり精神鑑定や法医学鑑定といった医学的な鑑定が、裁判の過程の中で必要不可欠な手順として位置づけられるようになって成立してきた概念というのだ。こうした鑑定は、司法という制度と医学という学問とが重なってできあがったものということになる。フーコーの術語を使うならば、裁判という制度に、もともとは無関係であった医学つまり心理学の言説が入り込んできてあたらしい権力性として機能するようになったということになる。裁判または刑罰という仕組みが、(精神)医学と手を取り合うようになった時、何がおこったのか。フーコーは、犯罪的行動に内在する合理性、ないしは犯罪的行動の理解可能性が求められるようになったと指摘している⁵⁴。ここにフーコーの議論の核心が表現されているだろう。犯罪的行動の合理性や理解可能性とは、犯罪行為をおこすことになった原因を犯罪者のなかに特定することにほかならない。精神医学は、犯罪行為の原因として、犯罪者の心のなかにある異常性を想定することを可能にしたということだ。

『ピエール・リヴィエール』によせられた複数の論文が具体的に描き出そうとしているのも、司法と医学との結びつきによって、犯罪の原因が宿る犯罪者の心の深みが新たに作り出されたということだ。犯罪者の心にはもともと異常性が巣くっていたにちがいない。この想定された

異常性を縁取るように、もともと無関係であった犯罪者についての小さな証言が、犯罪という行為にいたる原因として積み重ねられ、犯罪者の異常な経歴という物語が作り上げられることがある。それは裁判記録を素材として犯罪者を主人公とする小説を描く時にも機能しているのと同じ眼差しなのである。

このような司法と医学との結びつきはこの時代に意識的に唱えられてきたものであった。バイエルンの神秘主義者またはオカルト主義者として知られるカール・フォン・エッカーツハウゼンは、「哲学について知識のない法学者は野蛮人にはすぎない」⁵⁵と、犯罪者の裁判において心理学を導入する必要性をはっきりと主張していた。フォン・エッカーツハウゼンは、哲学が、この司法と医学とを結びつける触媒の機能を果たしていると指摘している。彼が哲学と呼ぶものの、それは形而上学ではなく、人間の緒能力について考察する人間学である⁵⁶。法学者と医師は同じ道を歩むふたつの学問として説明されている。かつて医術は、知識の蓄積もなく、たくさんの病人の命を救うことができなかつた。症状を正しく診断することもせず、病人それぞれの状況を配慮して投薬することもできなかつた。外科医も同じく、怪我をみれば軟膏と絆創膏を機械的に処置するだけで、傷が治癒することは稀だつた。しかし現在では、人それぞれの病気にはそれぞれ発病するにいたる原因があることを知っている⁵⁷。医学が発展したのは、人間についての知識を獲得してきたからである。感情の動き、人間の行為の根拠または行為に影響をあたえる気質、教育、気候、食事などについての知識が蓄積してきたからだ⁵⁸。法学もまた、こうした人間学の知見を最大限に取り組むことで、医学と同じように一段と高まることが可能になるとフォン・エッカーツハウゼンは主張する。この鍵となる人間学は、フーコーが言うところの、あらたに発見された人間の心の深みを扱う学問であったといえるだろう。人間の心をひとつの結節点として様々な制度や学問がむすびつくことになる。

いまいちどフーコーの講義に話をもどそう。この講義のなかで言及されている少年裁判所は、心の深み、とりわけ子どもの心の深みを取り囲むように作り上げられた制度であったといえるだろう。少年裁判所とは、少年を裁くことを専門とする裁判所であるが、フーコーの説明では、少年裁判所での予審は、その少年の存在様式、生活、規律などの背景を確認するものであり、つまりその少年に倒錯性や危険性が認められるのかどうか、別の言い方をするならば、少年の心に犯行の原因つまり異常性がみつからないとしたら条件付きの釈放をみとめる期間であったということだ⁵⁹。少年裁判所と同類の、子ども、若者、危険な若者をとりまく監視制度が成立するところに、医学と司法が結託した権力の確立を確認することができるとフーコーは説明している。このようなフーコーの議論を引き受けるならば、子どもたちの言動から賞罰を与える教育という場もまた、少年裁判所と同じ権力が行使されているといえるだろう。つまり教育という制度にもまた、医学と司法とが入り込んできているのである。

ライプツィヒで匿名出版された『人間についての知』⁶⁰は、人間学が心の奥に読み取ろうとしていたものが端的に示されている。人間についての知を得るために、人間の心の観察が必要となる。この心の観察（moralische Beobachtungen）には、医学的に観察する精神が必要となる。医師が、身体の病気をつぶさに観察できるように、人間についてよく知るものは、心の病気に

ついて知ることができる。医師が病気の観相学を扱っているとすれば、人間学は、精神そして心の観相学をあつかうことになる。「人間についてよく知る者は、人間の感情の正しい状態を見極めることができる人のことだ」⁶¹。

観相術（この用語についてはすぐあとで立ち返ることになるが）という語を用いて、心への眼差しが医学の比喩でもって語られていることは、ここで繰り返さない。フーコーの講義で確認したように、心の奥へむかう眼差しは、悪事を引き起こす原因を心のなかに探すことである。しかし『人間についての知』で扱われている心の観察も、もちろん心の正しい状態を見分けるためのものであったが、悪事の原因を心のなかに見つけ出すことに失敗していた。なぜなら見つかるのは、無知、短絡的、思慮が欠けていたり、ただ急いでいるだけであったり。光と闇の混在、現実と現実の欠如、善い性質と悪い性質、これらの混合⁶²。結局のところ観相術があきらかにするのは、一見して善でも悪でもない、グレーな心である。つまり明白な悪なる原因がなくとも、人間は悪い行いを犯してしまうことがあるということなのである。

以上の議論を啓蒙思想というより大きな思想的コンテクストと関連づけて、次のようにまとめることができるだろう。人間学のまわりで結びついた医学、司法、教育という知的かつ社会的な制度のなかで、人間の思考や行為の背後には、様々な原因があると考えられるようになった。人間の思考や行為は、心のなかの様々な要因の結果であると理解されることになった。こうした人間観は、身体と知性とが融合した存在だとする伝統的な人間観、ましてや知性が正しく機能するならば、人間は知性に適った正しい思考を営み、善き行為をおのずと実践するようになるという啓蒙思想がよりどころにしていた人間理解とは全く異なるものになってしまったといえる。そしてまた 18 世紀の教育が、人間学を通じて医学や司法と結びついているとするならば、教育する優しい父は、教師である以上に、子の心を分析する（犯罪）心理学者であり、子の心に何かやましいところがないのか詮索する裁判官である。親と子どもの関係は、教育するものと教育されるものという関係である以上に、心の内奥を尋問する裁判官と尋問される者、ないしは心を腑分けする父と心を切り裂かれる子という関係にあったといえるだろう。

5. 心の移植

教育する父のイメージにもどることにしよう。教育する優しい父は、哲学者または医師または裁判官と同じように、心を読み取ろうとする眼差しを子に向けていた。この父のイメージには、子の心に関連する、別の異なる思想も流れ込んでいた。

雑誌『最善なる幼年教育のための週報』誌上での議論を確認しよう。タイトルに週報とつけられてはいるが、実際に週刊で発行されていたのかどうかは不明だ。内容は大人向けの教育論と子ども向けの簡易な短編が毎号まとめられている。毎号の記事の分量をみても 9 割は大人向けの教育論が占めていることから、子ども向けの短編は単なるおまけ、読者である大人が子どもに読み聞かせたものであったのだろう。また教育論の内容からして、この雑誌は固い内容の

教育論を読者に提供するというよりも、親による子の教育の必要性や大切さを繰り返す説教に近いものであった。この週報のなかには、子の教育の到達点として、子に自分の似姿を認める父、自分の心を子どものなかにしっかりと植え付けた（verpflanzen）ことを確認する父の姿が描かれている⁶³。

「私は自分の子どもを見つめている。なぜなら、子どもは私から生まれてきたのだし、彼は私の姿かつて私がそうであった姿に似ているからだ。私と異なるこの私のおかげで、私は死をのりこえ、ひとりで生きるよりも長く生き続けることができるなどを、うれしく思っている。私はこの子に、私がもっている善良な特質を与えようではないか。わたしがそのように育てられてきたように、自分もまたそうすることで我が子を幸せにしようではないか。子の心は私の心、彼の幸福は私の幸福である」⁶⁴。

この引用からは、教育が世代を超えて影響を与え続けること、今日の社会学者ならば文化資本や教育資本とも呼ぶものへの関心を読み取ることができるだろう。しかしここで着目したいのは、善良な特質を子どもに与えるという父の発想、子の心は父が与えた心であるとする心の移植ともいるべき発想がでてきていている点だ。自分が善良であることを知っている親は、その心をそのまま子どもに移植すれば善い子どもになる。これは子の心が善でも悪でもなくグレーであることに対するひとつの解決策としても解釈することができる。このような発想を可能にしていたのが、気質遺伝論とでも呼べる気質が親から子へと継承するという考え方であった。

カール・フィリップ・モーリツが発刊したことで知られる『汝自身を知れ—経験的心理の学のための雑誌』（1783-1793）⁶⁵は、現在の心理学というよりも既に言及した人間学に類される論文を掲載した専門雑誌であった。モーリツ自身は途中で編集を退き、カール・フリードリヒ・ポッケルスそしてカント哲学の影響を受けたザロモン・マイモンが編集を担当した。10巻を担当したマイモンは、両親の気質が子へと継承する現象を扱った論文を発表している。

「子どもの観相術とは、親から分泌された子どもをつくりあげる基本的素材の気質を読み取ることだ」⁶⁶。マイモンが考えている観相術とは、子を構成する要素（骨の要素と体液の要素と神経の要素）の気質を読み取ることである。「子どもが両親に似ているかどうかは、両親それぞれに由来する、子どもを作り上げる気質の配合関係による」⁶⁷と述べられているように、両親からの気質によって子は親に程度の違いはあることになる。厳密な体系化を試みているわけではないのだが、マイモンが念頭においている気質をまとめると、体液から説明される伝統的な4気質論（18世紀後半には無感覚という気質を加えて5気質を唱える気質論もある）を下敷きとしつつ、体格または骨格的な要素として固さの特徴と、神経（エーテル）の速度の特徴を加えたものであった。両親から引き継いだこの気質を、分析的に読み解くための方法が、観相術であった。そもそも人間の気質は、星の運行や居住地域の気候や日常の食事に大きく影響されるものとして考えられてきたことをここで思い起こしてみると、子どもの気質は両親から引き継がれたものであるという発想は、伝統的な気質論に修正を加えるものであったことを理解しておく必要がある。

両親から子どもへの気質は、優劣のロジックにしたがって継承されるとマイモンは説明して

いる。彼の遺伝論の一番分かりやすい例が性別の決定だ。性別を決める上で重要な役割をはたしているのは、両親から与えられる新たな生命の素材の固さである。しかしこの固さは、男性的な骨格的要素の気質に由来しており、女性に優位な特質は体液や神経が優位となる軟らかさでしかない。それゆえ両親の気質の競合によって性が決定されるとはいえ、男性的な固い要素の方が優位に働くので、男児が産まれるケースがとても多くなっている。女児が生まれるのは、体液の要素が活発な女性を母親とする場合、または骨格的な要素が薄く体液的な要素の強い男性を父親とする場合だけということになる。

子どもに自分に荷姿を確認する父親の姿には、親の気質とりわけ優勢な父の気質が子どもに引き継がれるという考え方反映されているといふことができるだろう。『週報』にててくる父は、自分の心を移植した子どもに、「高貴な人間、正義正しい市民の姿、やさしい父の姿、名誉ある父、愛にあふれた父、なんであれ素晴らしい特質」⁶⁸をすかし見ている。ここには子どもの心の内奥に自分の気質を注ぎ込むだけでなく、過度な期待でもって子の将来を縛ろうとする父親の姿がみえるだろう。優しい父の姿には、子どもの心の隅々までを分析するだけでなく、そこにみずから希望やら期待をも詰め込もうとする父であったといえるだろう。それは自ら考える人間を育てることとは正反対のベクトルをもつ運動である。このような父と子の関係から、人々の知的改善という啓蒙思想がそもそもはらんでいた構造的な問題が浮かび上がっているといえるだろう。

¹ Anne-Charlott Trepp, *Sanfte Männlichkeit und selbständige Weiblichkeit*, Göttingen 1996.

² 古典的な研究として、下記の研究をあげておく。エドワード・ショーター『近代家族の形成』昭和堂 1987。

³ Vgl. Trepp, a.a.O., S.319f.

⁴ Johann Joachim Becher, *Bechers Kluger Haus-Vater*, Leipzig 1714. (海賊版を含めて多数の版がある。)

⁵ Vgl. Franz Philipp Florin, *Der Kluge Landmann, Oder Recht gründlicher und zuverlässiger Unterricht*, Frankfurt und Leipzig (Nürnberg?), 1725, S.5. (初版 1713).

⁶ Vgl. Johann Bernhard Basedow, *Vorstellung an Menschenfreunde und vermögende Männer über Schulen, Studien und ihren Einfluß in die öffentliche Wohlfahrt*, Hamburg? 1768?, S.165.

⁷ Basedow, a.a.O., S.105.

⁸ Basedow, [3 Stücke] *Des Elementarbooks für die Jugend und für ihre Lehrer und Freunde in gesitteten Ständen*, Altona 1770.

⁹ Basedow, *Basedows Kleines Buch für Kinder aller Stände*, Leipzig 1771.

¹⁰ Dupuy La Chapelle, *Die Pflichten eines in die Welt tretenden Jünglings, vorgetragen von einem zärtlichen Vater*, Augsburg 1760. なお原題は以下の通り *Instruction d'un père à son fils sur la manière de se conduire dans le monde*.

¹¹ Joachim Heinrich Campe, *Robinson der Jüngere*, 2 Theile, Hamburg 1779-1780.

¹² Campe, *Theophron, oder der erfahrene Rathgeber für die unerfahrene Jugend*, Frankfurt und Leipzig 1783.

¹³ Campe, *Väterlicher Rath für meine Tochter*, Braunschweig 1789.

¹⁴ Christian Felix Weiße, *Kinderfreund*, 24 Theile, Leipzig 1775-1782.

¹⁵ 以下の論文を参照。吉田耕太郎、「「啓蒙の時代」の「啓蒙への問い合わせ」」、富永茂樹編『啓蒙の運命』、名古屋大学出版会 2011, pp.12-38。

¹⁶ Vgl. Basedow, *Practische Philosophie für alle Stände*, 1. Theil, Copenhagen 1758, S.653.

¹⁷ John Locke, *Des Herrn John Locke Gedancken von Erziehung junger Edelleute*, Aus dem Englischen, und zwar der vollständigsten Edition übersetzt, und mit Anmerkungen, zugleich auch durchaus mit Titulen derer Materien versehen von Seb. Gottfr. Starck, Greifswald 1708, §54.

¹⁸ Locke, a.a.O., §52.

¹⁹ Johann August Schlettwein, *Archiv für den Menschen und Bürger in allen Verhältnissen oder Sammlung von*

-
- ¹⁹ *Abhandlungen*, 5.Bd., Leipzig 1782, S.295f.
- ²⁰ Campe, Ueber das Zweckmäßigen und Unzweckmäßigen in den Belohnungen und Strafen, in: Ders (Hg.), *Allgemeine Revision des gesammten Schul- und Erziehungswesens von einer Gesellschaft praktischer Erzieher*, 10.Th., Braunschweig 1788, S.445-568; hier S.455.
- ²¹ Campe, a.a.O., S.459.
- ²² Vgl. Campe, a.a.O., S.504.
- ²³ Vgl. Campe, a.a.O., S.506.
- ²⁴ Vgl. Campe, a.a.O., S.528.
- ²⁵ Vgl. Campe, a.a.O., S.452.
- ²⁶ Campe, a.a.O., S.472.
- ²⁷ Locke, a.a.O., §50.
- ²⁸ Ebd.
- ²⁹ Friedrich Gedike, *Gesammelte Schulschriften*, 1.Bd., Berlin 1789, S.51.
- ³⁰ Vgl. Gedike, a.a.O., S.53f.
- ³¹ Gedike, a.a.O., S.59.
- ³² Gedike, a.a.O., S.58f.
- ³³ Gedike, a.a.O., S.59.
- ³⁴ Schiller, *Verbrecher aus Infamie*, in: Thalia, 1.Bd., 2.Heft., 1786, S.23.
- ³⁵ Schiller, a.a.O., S.24.
- ³⁶ ミシェル・フーコー編著『ピエール・リヴィエール』 河出書房新社 2010。
- ³⁷ Heinz Müller-Dietz, Kommentar I, in: Friedrich Schiller, *Verbrecher aus Infamie (1786)*, Berlin 2006, S.28f.
- ³⁸ François Gayot de Pitaval, *Merkwürdige Rechtsfälle als ein Beitrag zur Geschichte der Menschheit, nach dem Französischen Werk des Pitaval* durch mehrere Verfasser ausgearbeitet und mit einer Vorrede begleitet herausgegeben von Schiller, Jena 1792-1796.
- ³⁹ Vgl. de Pitaval, a.a.O., 1.Bd., Vorrede.
- ⁴⁰ Karl Friedrich Bühler, *Kriminalfälle für Rechtskundige und Psychologen*, Leipzig 1794, S.8.
- ⁴¹ Vgl. Bühler, a.a.O., S.10f.
- ⁴² Vgl. Bühler, a.a.O., S.15.
- ⁴³ Vgl. Bühler, a.a.O., S.16.
- ⁴⁴ Bühler, a.a.O., S.17.
- ⁴⁵ Cesare Beccaria, *Verbrechen und Strafen*, mit durchgängigen Anmerkungen des Ordinarius zu Leipzig Herren Hofrath Hommels, Breslau 1778, S.78.
- ⁴⁶ Ebd.
- ⁴⁷ Vgl. Beccaria, a.a.O., S.28.
- ⁴⁸ Vgl. Beccaria, a.a.O., S.19.
- ⁴⁹ Vgl. Beccaria, S.207f.
- ⁵⁰ Vgl. Beccaria, a.a.O., S.217.
- ⁵¹ Beccaria, a.a.O., S.231f.
- ⁵² Ebd.
- ⁵³ ミシェル・フーコー『異常者たち』、ミシェル・フーコー講義集成 5 (コレージュ・ド・フランス講義 1974-1975年)、筑摩書房 2002。
- ⁵⁴ フーコー、前掲載書、p.98 を参照。
- ⁵⁵ Carl von Eckartshausen, *Ueber die Notwendigkeit physiologischer Kenntnisse bey Beurtheilung der Verbrechen*, München 1791, S.7.
- ⁵⁶ 思想史および文化史的なコンテクストにおける人間学の位置についての研究として下記の研究をあげておきたい。Alexander Kosenina, *Literarische Anthropologie*, Berlin 2008.
- ⁵⁷ Von Eckartshausen, a.a.O., S.10.
- ⁵⁸ Von Eckartshausen, a.a.O., S.13.
- ⁵⁹ フーコー、前掲載書、pp.44f.
- ⁶⁰ [Anon.], *Menschenkunde, Sammlung der besten und vorzüglichsten Wahrnehmungen und Erfahrungen über den Menschen*, 1.Bd., Leipzig 1792.
- ⁶¹ Menschenkunde, S.14.
- ⁶² Vgl. Menschenkunde, S.25.
- ⁶³ *Wochenschrift zum Besten der Erziehung der Jugend*, 1.Bd., Stuttgart 1771, S.119.
- ⁶⁴ A.a.O., S.119.
- ⁶⁵ Karl Philipp Moritz, Karl Friedrich Pockels, Salomon maimon, *Gnothi sauton oder Magazin zur Erfahrungsseelenkunde*, Berlin 1783-1793. (年3回刊行) 本雑誌については拙論を参照。吉田耕太郎「心に向かられたまなざし 『経験心理の学』(一七八三~九三年)に残された心の病をめぐる言説の検討」『文学研究科紀要』2016。
- ⁶⁶ *Gnothi sauton*, 10.Bd., 2.Th., S.36.

⁶⁷ Ebd.

⁶⁸ *Wochenschrift zum Besten der Erziehung der Jugend*, S.120.